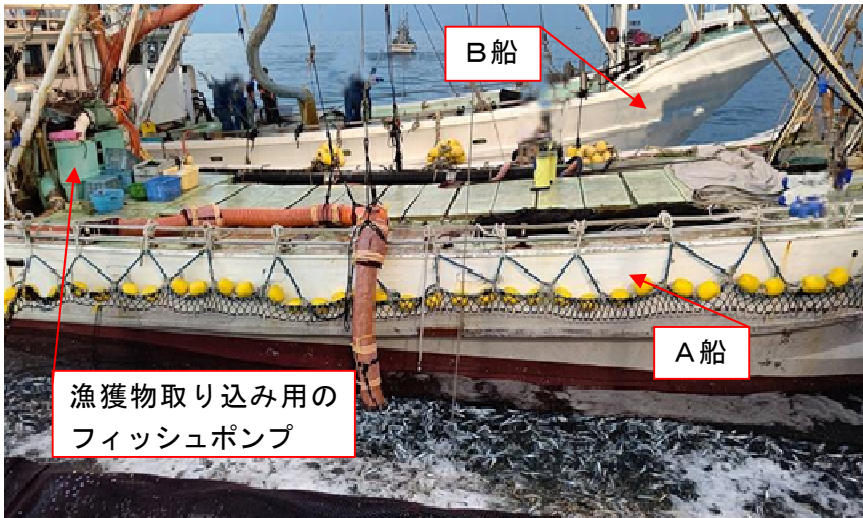


船舶事故調査報告書

令和5年8月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月10日 03時30分ごろ
発生場所	石川県志賀町富来漁港西南西方沖 海士埼灯台から真方位248° 5.9海里（M）付近 （概位 北緯37° 06.6′ 東経136° 33.4′）
事故の概要	漁船第八大興丸は、漁船第五大興丸との接舷作業中、第八大興丸の甲板員が両船に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八大興丸、19トン IK2-5010（漁船登録番号）、有限会社大興丸水産 19.96m（Lr）×4.76m×1.40m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、昭和60年6月14日 B 漁船 第五大興丸、19トン IK2-5802（漁船登録番号）、有限会社大興丸水産 19.43m（Lr）×5.29m×2.00m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成20年12月15日
乗組員等に関する情報	A 船長A 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月24日 免許証交付日 平成29年11月6日 （令和5年3月4日まで有効） 甲板員A 64歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年12月3日 免許証交付日 平成30年11月5日 （令和5年12月2日まで有効） 漁労作業員A（インドネシア共和国籍） 23歳 B 船長B 43歳

	<p>一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年12月3日 免許証交付日 平成30年11月5日 (令和5年12月2日まで有効)</p>
死傷者等	重傷 1人(甲板員A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 不詳</p>
事故の経過	<p>A船及びB船は、網船1隻、運搬船2隻、灯船3隻及び探索船3隻の合計9隻で構成された中型巻き網船団の運搬船で、A船には、船長A、甲板員A、漁労作業員Aほか3人(日本国籍2人、インドネシア共和国籍1人)が、また、B船には、船長Bほか4人(日本国籍2人、インドネシア共和国籍2人)がそれぞれ乗り組み、令和4年6月9日18時00分ごろ富来漁港を出港し、10日03時00分ごろ志賀町海士埼から西南西方5.9M付近の漁場で操業を開始した。</p> <p>A船は、主機を中立にして漂泊し、網船と右舷を対して海面近くまで引き揚げられた漁網を挟み並んだ状態で、自船への漁獲物の取り込み作業と並行して、取り込んだ漁獲物をB船に移送しようと、B船を左舷側に係船する作業を開始した。(写真1参照)</p>  <p>写真1 運搬船の漁獲物取り込み状況</p> <p>漁労作業員Aは、A船の左舷船首部でB船から投げられた係船索の先から延びたヒービングライン(以下「投げ綱」という。)を手繰り、係船索の先端の輪(以下「アイ」という。)にA船の結索用ロープをくぐらせ留めようとしたが、係船索を十分に引き揚げきれておらず、結索作業に手間取っていた。(写真2参照)</p>

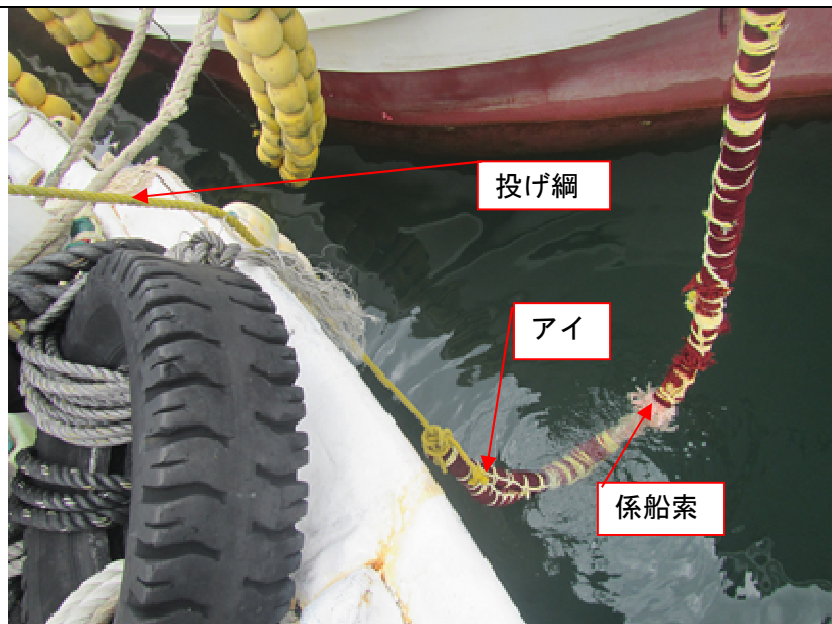


写真2 B船からの係船索をA船に手繰り寄せる状況（再現）

甲板員Aは、漁労作業員Aを補助しようと左舷船首部の直径約20cm、高さ約70cmの金属製の円柱形のたつ（以下「本件たつ」という。）の後方から左舷外に身体を乗り出し、係船索を引き揚げようとしていたが、03時30分ごろ本件たつとB船の右舷船首部外板との間に上半身を挟まれた。（写真3、写真4、図1参照）

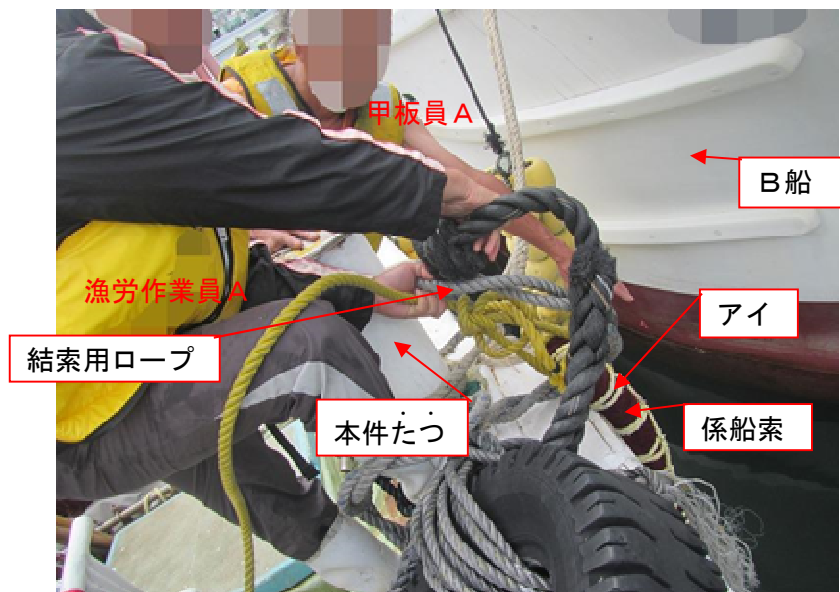


写真3 甲板員Aが補助しようと手を伸ばした状況（再現）



写真4 甲板員Aが挟まれた状況（再現）

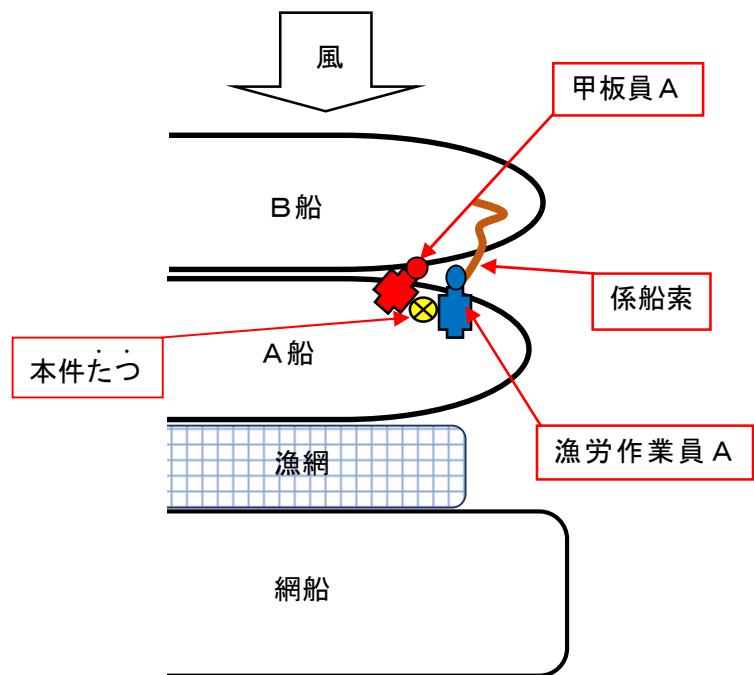


図1 A船、B船、及び甲板員Aの状況

漁労作業員Aは、甲板員Aを救出しようとB船の外板を押ししていたところ、B船がA船から少し離れたときに甲板員Aが本件たつの後方に自力で倒れ込んだのを見た。

漁労作業員Aは、船尾でB船との係船作業をしていた船長Aに本事故の発生を報告した。

船長Aは、船団責任者の漁労長に連絡し、左舷船首部に移動して甲板員Aの負傷状況を確認後、灯船の1隻に甲板員Aを移乗させて帰港させることとした。

	<p>甲板員Aは、帰港後、所属漁業協同組合からの通報を受けて来援した救急車により病院へ搬送され、23日間の入院及び通院加療を要する多発肋骨骨折、両側気血胸及び胸骨骨折と診断された。</p> <p>B船は、船団操業中、A船から漁獲物を受け取る目的で、A船に右舷着けしようと船首をA船と同じ東方に向け、ふだんと同じようにA船と約8m離れて機関を中立にして漂泊していた。</p> <p>B船の右舷船首部に配置された甲板員と漁労作業員は、A船に係船用の投げ網を投げ渡し、係船索を海上に繰り出していたところ、大きな声が聞こえたので、船縁越しにA船の方を見たところ、A船の甲板上に甲板員Aが倒れているのが見えた。</p> <p>B船の操舵室左舷後部で別の作業をしていた船長Bは、船首部が騒がしいので確認に向かったところ、甲板員Aが倒れていることに気づき、船長Aと連絡を取ってA船との係船作業を一旦中止した。</p> <p>A船及びB船の乗組員は、全員、固型式のジャケット型の救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真5 結索状況、写真6 A船全景、写真7 B船全景 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、漁労作業員Aの結索作業を補助しようと係船索を急ぎ引き揚げることに意識を集中していて、B船や周囲の状況をよく見ておらず、B船の右舷船首部外板と本件たつとの間に挟まれる可能性がある場所で結索作業を補助しなければ良かったと本事故後に思った。</p> <p>漁労作業員Aは、係船作業に意識を集中していて、B船が接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Aは、甲板員Aは約24年、漁労作業員Aは約3年の中型巻き網船団での操業経験をそれぞれ有しており、ふだんから作業に不安を感じていなかったため、本事故発生時にもB船との係船作業を任せていた。</p> <p>船長Bは、本事故発生当時、ふだんと同じようにA船と約8m離れてB船の機関を中立にして漂泊を始めたが、B船が北風を受けていたので、係船索が引っ張られる前にA船に接近したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船の右舷船首部で作業をしていた甲板員及び漁労作業員は、係船索を海上に繰り出していたとき、B船の船縁がA船の船縁よりも約2.2m高く、A船が見えない体勢で手元に意識を向け係船作業を行っていたので、B船がA船に接近していることに気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aは、中型巻き網船団が富来漁港西南西方沖において操業し</p>

	<p>ていた際、A船とB船との接舷作業中、漁労作業員Aの結索作業を補助しようと、本件たつの後方から左舷外に身体を乗り出して係船索を引き揚げようとしていたこと、及び風速約4 m/sの北風を受けていたB船が、係船索が引っ張られる前にA船に接近したことから、B船の右舷船首部外板と本件たつとの間に上半身を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員A及び漁労作業員Aは、係船索を引き揚げることなどに意識を集中していたことから、北風を受けていたB船がA船に接近していたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、甲板員Aが、中型巻き網船団が富来漁港西南西方沖において操業していた際、A船とB船との接舷作業中、漁労作業員Aの結索作業を補助しようと、本件たつの後方から左舷外に身体を乗り出して係船索を引き揚げようとしていたため、また、風速約4 m/sの北風を受けていたB船が、係船索が引っ張られる前にA船に接近したため、B船の右舷船首部外板と本件たつとの間に上半身を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、他船と接舷作業を行う際、気象条件や相手船との距離など周囲の状況に気を配り、船体間に挟まれる可能性がある場所に身体を置かないこと。

付図1 事故発生場所概略図

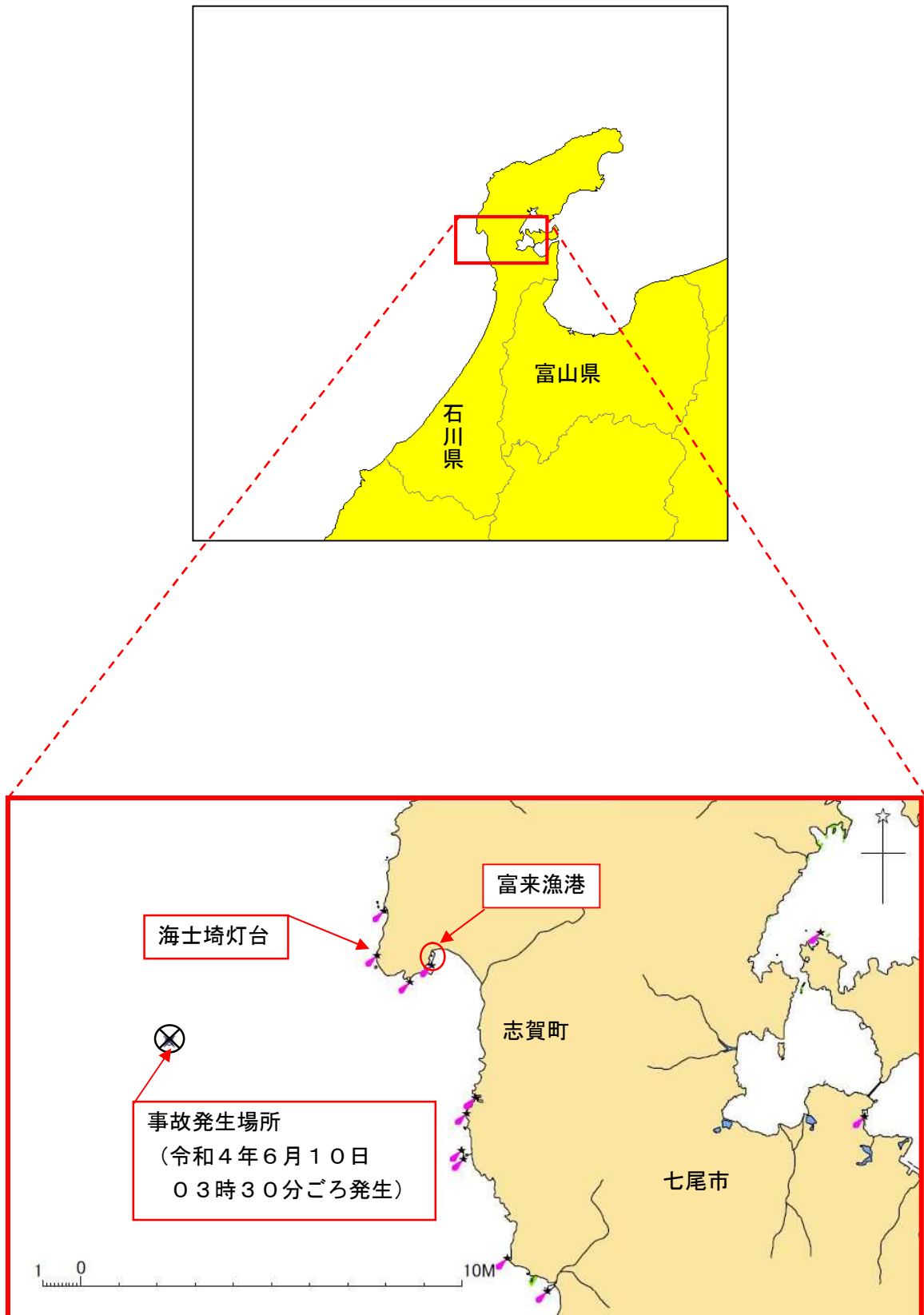


写真5 結索状況

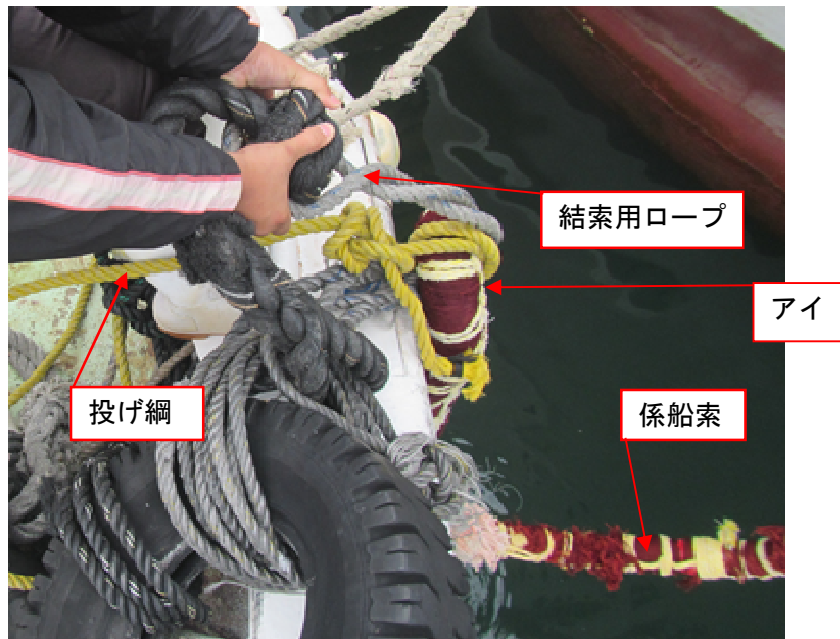


写真6 A船全景



写真7 B船全景

